

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>第1条～第11条 略</p> <p>(ふぐ処理師試験の科目)</p> <p>第12条 条例第12条に規定するふぐ処理師試験(以下「ふぐ処理師試験」という。)の科目は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>ア <u>食品衛生学</u></p> <p>イ <u>衛生法規</u></p> <p>ウ <u>ふぐに関する一般的な知識</u></p> <p>(2) ふぐの処理に関する実技試験</p> <p>ア <u>ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。</u></p> <p>イ <u>ふぐの処理技術に関すること。</u></p> <p>第13条 略</p> <p>(受験の手続)</p> <p>第14条 ふぐ処理師試験を受けようとする者は、ふぐ処理師試験受験願書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項に規定するふぐ処理師試験受験願書には、<u>次に掲げる書類</u></p> <hr/> <hr/>	<p>第1条～第11条 略</p> <p>(ふぐ処理師試験の科目)</p> <p>第12条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>ア <u>水産食品の衛生に関する知識</u></p> <p>イ <u>ふぐに関する一般知識</u></p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>(2) 同左</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(削る。)</u></p> <p>第13条 略</p> <p>(受験の手続)</p> <p>第14条 同左</p> <p>2 前項に規定するふぐ処理師試験受験願書には、<u>申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名</u></p>	<p>備考</p> <p>ふぐ処理師試験の科目名を改めるもの</p> <p>同上</p> <p>条例において、ふぐ処理師試験の受験資格を撤廃する</p>

<p style="text-align: center;">_____を添付するものとする。</p> <p>(1) <u>調理師法（昭和33年法律第147号）第5条第3項に規定する調理師免許証の写し又はふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて2年以上食用のふぐの処理に従事した者であることを証する書類</u></p> <p>(2) <u>申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>及び撮影年月日を記入したものを添付するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削る。)</p> <p style="text-align: center;">(削る。)</p>	<p>ことに伴う規定整備を行うもの</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>第15条 略</p> <p style="text-align: center;">（富山県ふぐ処理師試験委員）</p> <p>第15条の2 <u>条例第12条の2第1項に規定する富山県ふぐ処理師試験委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2、3 略</p>	<p>第15条 略</p> <p style="text-align: center;">（富山県ふぐ処理師試験委員）</p> <p>第15条の2 <u>条例第13条第1項_____に規定する富山県ふぐ処理師試験委員（以下「委員」という。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>2、3 略</p>	<p>規定整備</p>
<p>第15条の3～第16条 略</p> <p style="text-align: center;">（ふぐ処理営業の認証の基準）</p> <p>第17条 <u>条例第16条第4号の規則で定めるものは、別表第3のとおりとする。</u></p>	<p>第15条の3～第16条 略</p> <p>第17条 削除</p>	<p>ふぐ処理施設に係る基準の全てについて条例で規定することとしたこと</p>
<p>第18条～第24条 略</p>	<p>第18条～第24条 略</p>	

<p>(ふぐ卸売業の届出)</p> <p>第25条 条例第24条の規定による届出は、ふぐ卸売業届出書(様式第19号)により行うものとする。</p> <p>2 条例第24条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号) <u>第52条第1項</u>の規定による許可を受けている場合にあつては、その許可に係る営業の種別</p> <p>(3) 略</p> <p>第26条～第31条 略</p> <p>別表第1、別表第2 略</p> <p><u>別表第3(第17条関係)</u></p> <p><u>1 ふぐ処理施設は、衛生上不適当な場所に位置しないものであること。ただし、衛生上必要な措置を講じている場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 ふぐ処理施設の周囲は、排水がよく清掃しやすい状態であること。</u></p> <p><u>3 ふぐ処理施設は、その使用目的に適した大きさ及び構造を有し、かつ、居住に供する部分その他営業に必要でない場所と区画されたものであること。</u></p>	<p>(ふぐ卸売業の届出)</p> <p>第25条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号) <u>第55条第1項</u>の規定による許可を受けている場合にあつては、その許可に係る営業の種別</p> <p>(3) 略</p> <p>第26条～第31条 略</p> <p>別表第1、別表第2 略</p> <p><u>(削る。)</u></p>	<p>に伴う規定整備を行うもの</p> <p>法の改正に伴う条 ずれの規定整備</p> <p>ふぐ処理施設に係 る基準の全てにつ いて条例で規定す ることとしたこと に伴う規定整備を 行うもの</p>
---	--	--

4 ふぐ処理施設は、排水がよく清掃しやすい構造であること。

5 ふぐ処理施設には、次に掲げる設備を設けること。

- (1) 水道水又は飲用に適する水を供給する設備及び排水設備
- (2) 作業面において100ルクス以上の明るさを保つことができる設備
- (3) 器具、原材料等を洗浄するための流水式洗浄設備並びに流水受槽式手洗い設備及び手指の消毒設備
- (4) 冷蔵又は冷凍設備
- (5) 冷蔵設備、加熱設備その他温度及び圧力を調整する必要がある設備に係る温度計、圧力計その他必要な計量器
- (6) 防じん、防そ及び防虫の設備
- (7) 従事者の数に応じた更衣室又は作業衣等を収納できる箱（ロッカーを含む。）

様式第1号～様式第8号 略

様式第9号（第14条関係）

※受験番号

ふぐ処理師試験受験願書

年 月 日

富山県知事 殿

氏名 印

富山県ふぐの取扱いに関する条例第12条に規定するふぐ処理

ふぐ処理施設に係る基準の全てについて条例で規定することとしたことに伴う規定整備を行うもの

様式第1号～様式第8号 略

様式第9号（第14条関係）

※受験番号

ふぐ処理師試験受験願書

年 月 日

富山県知事 殿

氏名 印

富山県ふぐの取扱いに関する条例第12条に規定するふぐ処理

師試験を受けたいので、次のとおり申請します。

住所	〒 電話番号
氏名	
ふりがな	
生年月日	年 月 日

備考

1 添付書類

(1) 調理師法（昭和33年法律第147号）第5条第3項に規定する調理師免許証の写し又はふぐ処理師の立会いの下にその指示を受けて2年以上食用のふぐの処理に従事した者であることを証する書類

(2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものの

2、3 略

様式第10号～様式第18号 略

様式第19号（第25条関係）

ふぐ卸売業届出書

年 月 日

富山県知事 殿

師試験を受けたいので、次のとおり申請します。

住所	〒 電話番号
氏名	
ふりがな	
生年月日	年 月 日

備考

1 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを添付すること。

2、3 略

様式第10号～様式第18号 略

様式第19号（第25条関係）

ふぐ卸売業届出書

年 月 日

富山県知事 殿

条例において、ふぐ処理師試験の受験資格を撤廃することに伴う規定整備を行うもの

住所
届出者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

ふぐの卸売業を行いたいので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第24条の規定により次のとおり届け出ます。

食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第52条第1項</u> の規定による許可を受けている場合にあっては、その許可に係る営業の種別	魚介類販売業・ <u>魚介類せり売営業</u>
卸売市場の名称	

備考

1 「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定による許可を受けている場合にあっては、その許可に係る営業の種別」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

2 略

様式第20号～様式第24号 略

住所
届出者 氏名 印
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

ふぐの卸売業を行いたいので、富山県ふぐの取扱いに関する条例第24条の規定により次のとおり届け出ます。

食品衛生法（昭和22年法律第233号） <u>第55条第1項</u> の規定による許可を受けている場合にあっては、その許可に係る営業の種別	魚介類販売業・ <u>魚介類競り売り営業</u>
卸売市場の名称	

備考

1 「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による許可を受けている場合にあっては、その許可に係る営業の種別」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

2 略

様式第20号～様式第24号 略

法の改正に伴う条
ずれの規定整備
規定整備

法の改正に伴う条
ずれの規定整備